

平成23年6月11日

福島県の財政状況と復旧・復興に向けた財政支援等に関する意見

福島県知事 佐藤 雄平

福島県は、大きな爪痕を残した地震・津波に加え、国策として推進されてきた原子力発電所の事故により甚大な被害が発生し、いまだ多数の住民が県内外に避難し、ふるさとに戻れない状態が続くなど、今なお災害は続いており、厳しい状況下に置かれている。

そうした中、復興に向けて、早急に産業や生活を支えるインフラを復旧させ、地震・津波被害への対策を進める必要があるが、膨大な災害復旧経費と地方税収入の激減などにより当県の財政運営は、限界に達している。

当県の復旧・復興を図るため、国は、長期的な視点に立ち、全面的な財政的支援を行うなど、責任を持って取り組んでいただきたい。

1 当県の財政状況

- 災害復旧に係る県債の発行に伴い、県債残高はさらに増加。元利償還金の増加は、財政構造の硬直化とともに財政を大きく圧迫。
- 原子力災害に伴い、現行法では想定しえない大幅な財政需要が生じており、財政運営に与える影響は極めて深刻。
- 県内経済は大きなダメージを受けており、税収は、しばらくの間、大幅に減少する見込み。
- 財政調整のための基金は、本年度末にはほぼ底をつく状況であり、これ以上の補正予算の編成も困難になるなど、財政運営は限界に達している。

2 復旧・復興に向けた財政支援等に関する意見

(1) 現行制度の拡充等と自由度の高い財源措置

速やかな被災者の生活再建、県民生活の基盤である公共施設の復旧を支援するため、災害救助法や被災者生活再建支援法、災害復旧事業等の現行制度について、支援対象事業と支援金額の大幅な拡充、弾力的運用を図るとともに、これらに要する経費を全額国庫負担とすることが必要である。

また、復旧・復興に資する事業は、複数年度にも対応し得る自由度の高い交付金によるなど、被災団体の裁量で柔軟に活用できる仕組みとすべきである。

さらに、収益金が震災復興事業に充てられる「復興くじ」の発売など、被災団体の復興を後押しする支援策を推進することが必要である。

(2) 原子力災害による県・市町村の損害等への対応

原子力災害により当県は、自治体としても甚大な損害を被っており、さらに災害がいまだ進行中である中で、時間の経過に伴いこれまで予想しなかった様々な財政需要が発生している。

原子力政策は国が推進してきた国策であり、原子力災害に起因し被った当県の損害や負担等は、国が全責任をもって対応すべきものである。また、今後、原子力災害からの復旧・復興に向け、県が実施する原子力災害関連の施策についても国が資金の全額を手当てし、しっかりと対応することが必要である。

なお、原子力災害はその特殊性から短期的対策では不十分であることから、現行法の枠組みにとらわれることなく、特別法の制定等により長期的な支援を行っていくことが必要である。

(3) 地方交付税総額の別枠での確保

地方債の償還財源や産業、雇用、生活対策など、復旧・復興財源については、被災団体が安心して取り組めるよう、地方交付税総額の別枠確保をお願いしたい。

(4) 地方税の減収に対する特別立法による財源措置

原子力災害は、現行法の想定を大きく超えており、その影響は県内全域のあらゆる分野に及び、広域かつ長期的なものとなっている。今後、予想される長期間にわたる地方税の減収分について、特別立法により国が全責任を持って財源措置を行うことが必要である。

(5) 復興基金造成に係る財源措置

被災者等の生活・事業再建に向けた震災復興基金の創設に当たっては、災害規模の大きさ、現在の金利水準、原子力災害による長期的な支援の必要性等について当県の危機的な財政状況に鑑みた場合、多額の県債を負うことによる影響が大きいことから、「果実運用型」ではなく「取崩し型」の基金造成のための財源措置を全額国庫で行うことが必要である。